

## 令和4年度法令外負担金等に関する審査方針

法令に定めがなく市町村が団体に支弁する法令外負担金等（以下「負担金等」という。）をもって活動する各種団体（以下「団体」という。）は、施策に関する調査研究、職員研修、国等関係機関への要望など、個々の市町村が単独で実施するよりも効果的で様々な活動を行っている。

この負担金等の審査に当たっては、市町村財政が依然として厳しい状況にあることを鑑み、必要かつ最小の経費で最大の効果を上げるという原則に立ち、厳正に審査を行う必要がある。

特に、コロナ禍において市町村の財政は、大幅な財源不足が見込まれる。一方、団体は令和3年度も令和2年度と同様、事業遂行が一部困難となり、多くの不用額が発生することも想定される。

このため、令和4年度の負担金等については、市町村財政の状況を鑑み、千葉県市長会負担金等審議専門委員会規約、千葉県町村会負担金等審議専門委員会設置要綱、市（町村）法令外負担金等審査要領に定めるもののほか、次により審査を行う。

### 1 審査の基本方針

- (1) 令和4年度負担金等の要望額は、令和3年度の承認額以下であることを原則とし、市町村財政の厳しさを鑑み、一層の経費縮減を求める。
- (2) 繰越金等留保財源を多額に有している団体については、その解消を前提とした審査をする。

特に、令和2年度決算見込みにおける令和3年度への繰越金（見込）と、令和2年度決算における令和3年度への繰越金（実績）に、多額の差が生じた場合については、その差の解消を含めた審査をする。
- (3) 令和2年度に行った令和3年度負担金の審査において、負担金の承認にあたり条件を付された団体については、その条件の解消が図られているかを含めた審査をする。
- (4) 設立の目的を達成した又は設立の意義が薄れたと認められる団体、総会の開催、視察及び表彰などが事業の大部分を占めている団体については、原則として市町村負担金の全部または一部の削減を前提とした審査をする。
- (5) 設立の目的及び事業の内容が類似する団体については、統廃合を視野に入れた審査をする。

- (6) 県補助金が交付されている団体で、当該補助金が減額されている団体については、その減額率等を勘案し、市町村負担金の額を審査する。
- (7) 団体の設立目的、事業内容等に照らし、国、県、市町村等構成団体間における負担の公平と均衡が保たれているか審査する。
- (8) 団体における視察、記念行事（記念誌発行を含む）、接待、贈答等に要する経費については、原則として、負担の対象外として審査する。
- (9) 全国大会、関東大会等の開催（当番県）に伴う負担（特別負担金）の要請については、簡素な大会の運営を前提とした審査をする。
- (10) 上部団体負担金のある団体については、当該団体から上部団体に対し減額等負担軽減の申し入れを行ったかを確認し、上部団体負担金の審査をする。
- (11) 事業費割により市町村負担金を算定している団体については、事業費の増加に比例して負担額を増額させることのないよう必要に応じ事業費割の引き下げを含めた審査をする。

## 2 令和3年度予算執行に伴う措置

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、事業の未執行や変更により不用額が発生する場合は、当該事業を補てんする支出を除き、不要不急な支出は避け、令和4年度への繰越金とすること。
- (2) 令和4年度への繰越金が多額になる場合は、ヒアリング等を実施のうえ、審査の基本方針（1）（2）等に基づき負担金の削減を行う。

## 3 その他

- (1) 新規に市町村から法令外負担金を受けようとする団体については、市町村行政の円滑な推進を期するため特に必要と認められるもので、かつ、構成団体が原則として県内全市町村にわたるものを審査の対象とする。

なお、すでに組織されている団体で、特に構成市町村数の少ない団体については、審査の対象外とすることもある。
- (2) その他審査に当たって、特に必要と認める規制を設けることができるものとする。